

## 厚木市病児保育事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、病気等の回復期に至らない状況にあり、かつ、当面の症状の急変が認められない児童を適切な処遇が確保される施設において、集団保育及び家庭での保育が困難な期間一時的に保育する事業（以下「病児保育」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の例による。

### (病児保育の委託等)

第3条 市長は、病児保育の実施について必要と認めるときは、法第34条の18第1項の規定による届出を行った者であって、かつ、第5条に規定する基準を満たすものに対し、病児保育の全部若しくは一部を委託し、又は補助金を交付することができる。

### (対象児童)

第4条 病児保育の対象とする児童（以下「対象児童」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次に掲げるいずれかに該当し、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていない月齢6箇月から小学校3年生までの児童
  - ア 厚木市内に居住していること
  - イ 厚木市内の認可保育所、認定こども園又は小規模保育事業若しくは家庭的保育事業を実施する施設に在籍していること
  - ウ 病児保育事業の広域利用に関する協定書（令和5年4月1日締結。以下「協定」という。）に参画する市町村に住民登録があること
- (2) 集団保育が困難であり、かつ、病児保育を利用する保護者（以下「保護者」という。）の勤務の都合、傷病、事故、出産又は冠婚葬祭等社会通念上やむを得ない事由により、家庭での保育が困難な児童
- (3) 次のいずれかに罹患している児童で、病児保育を実施する施設（以下「実施施設」という。）が定める受入基準を満たすもの
  - ア 感冒、消化不良症（多症候性下痢）等の乳幼児が日常罹患する疾病
  - イ 喘息等の慢性疾患
  - ウ 骨折、火傷等による外傷性疾患
  - エ その他実施施設が受入可能と判断した疾患

### (実施施設)

第5条 実施施設は、保育所、認定こども園、病院、診療所又は小規模保育事業若しくは家庭的保育事業を実施する施設（以下「保育所等」という。）に付設された専用スペース又は専用施設であって、次の各号のいずれの基準も満たすものとする。

- (1) 保育室の面積は、原則として対象児童1人当たり、1.98㎡以上とし、1室8.0㎡を下回らないこと。
- (2) 対象児童を静養させ、又は隔離することができる機能を有する観察室又は

- 安静室を有し、対象児童1人当たり1.65㎡以上の面積であること。
- (3) 専用又は兼用の調理室を有すること。
  - (4) 感染防止のために出入口、便所及び手洗い設備が保育所等の設備とは別に設けられていること。
  - (5) 対象児童の養育に適した施設として、事故防止及び衛生面に配慮されていること。
  - (6) 看護師、准看護師、保健師又は助産師である職員を1人以上かつ対象児童おおむね3人につき保育士である職員を1人以上配置すること。
  - (7) 病児保育に従事する職員は、利用の少ない日等において、地域の保育所又は小規模保育事業若しくは家庭的保育事業を実施する施設に対し、感染症流行状況及び予防策等の情報提供、巡回支援等を適宜実施すること。
  - (8) 対象児童の症状急変等の事態に備え、緊急時の協力医療機関が確保されていること。

(定員)

第6条 実施施設の対象児童の定員は、3人以上とする。

(保育時間等)

第7条 実施施設の保育時間は、1日につき8時間以上とし、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮し、実施施設が定めるものとする。

2 実施施設の休業日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日

3 前項の規定にかかわらず、実施施設が休業日を変更する場合は、市長の許可を受けなければならない。

(利用方法)

第8条 病児保育を利用しようとする者は、原則として利用しようとする日の前日までに、実施施設に対し利用予約を行い、厚木市病児保育事業利用申請書により実施施設に申し込むものとする。ただし、利用者が定員に満たない場合で実施施設に特に支障がないときは、利用当日に申し込みすることができるものとする。

2 前項の規定により申込みをする者は、かかりつけ医等から厚木市病児・病後児保育利用医師連絡票の発行を受け、実施施設に提出しなければならない。

3 病児保育の利用期間は、原則として休業日を除く連続した7日以内とする。ただし、対象児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況等により特に必要と認められる場合は、7日を超えて利用できるものとする。

(利用の制限)

第9条 実施施設は、対象児童が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、病児保育の利用を拒み、又は中止することができる。

- (1) 対象児童が伝染性の疾患を有し、他の対象児童への感染のおそれがあるとき。
- (2) 対象児童の病気の症状が重く、入院治療を必要とするとき。
- (3) 対象児童の疾患の状況等により、同一保育施設内での受入れが困難なとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施施設の管理上やむを得ない理由が生じたとき。

(留意事項)

第10条 実施施設は、病児保育の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 対象児童の体温の管理その他健康状態を適切に把握すること。

(2) 手洗い等の設備の設置等、衛生面への十分な配慮により、他の対象児童及び職員への感染を防止すること。

(3) 対象児童の受入れに際しては、予防接種の状況を確認するとともに、必要に応じて予防接種をするよう保護者に助言すること。

(利用料等)

第11条 実施施設は、保護者から利用料、給食費及びおやつ代（以下これらを「利用料等」という。）を徴収することができる。ただし、利用料等の額の設定に当たっては、あらかじめ市長と協議するものとする。

2 保護者は、利用料等のほか、厚木市病児・病後児保育利用医師連絡票発行手数料（以下「手数料」という。）を負担しなければならない。

3 保護者は、利用料等を実施施設に対し利用する日に、手数料を発行医療機関に対し発行された日に、それぞれ支払うものとする。

(記録等)

第12条 実施施設は、病児保育を利用した対象児童の利用期間中の状況について、個人記録票等に記入し、保護者に当該状況を報告するものとする。

(報告等)

第13条 実施施設は、病児保育の利用状況等について市長に報告するものとする。

2 実施施設は、保育中に事故が生じた場合は、特定教育・保育施設等における事故の報告等について（平成27年2月16日付け府政共生96号・26初幼教30号・雇児保発0216第1号通知）に従い、速やかに市長に報告するものとする。

3 市長は、病児保育の適正な実施のために必要があると認めるときは、実施施設に報告を求め、又は職員に実施施設に立ち入らせることができるものとする。

(研修)

第14条 病児保育に従事する職員は、職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について（平成27年5月21日付け雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添5に定める研修を受講し、資質の向上に努めるものとする。

(書類の整備)

第15条 実施施設は、第5条に規定する実施施設に該当することが分かる保育所等である旨の必要な書類を整備するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。